

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱

(開催)

第 1 条 アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、県民並びに医療従事者に対する情報提供及び人材育成等について、アレルギー疾患対策関係者から広く意見を求めることを目的として、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 兵庫県におけるアレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関すること。
- (2) 多様なアレルギー疾患に対する診療連携体制に関すること。
- (3) 県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関すること。
- (4) 医療従事者の人材育成に関すること。
- (5) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策推進計画の策定に関すること。
- (6) その他アレルギー疾患対策に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会構成員（以下「構成員」という。）は、別表の関係機関並びに関係団体の代表者をもって構成する。

(座長)

第 4 条 協議会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の議事進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 協議会は、兵庫県健康福祉部参事（医療担当）（以下「医療担当参事」という。）が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ医療担当参事の承認を得て、代理人を出席させることができる。
この場合において、代理人は、協議会が開催される前に委任状を医療担当参事に提出しなければならない。
- 3 医療担当参事が必要と認めたときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び協議会資料は原則として公開とする。

(部会の開催)

第 6 条 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取（又は意見交

- 換)が必要な場合は、部会を設置することができる。
- 2 部会に招集する構成員は医療担当参事が指名する。
 - 3 部会の議事を進行するため、部会構成員の互選により、部会座長を選任する。
 - 4 部会の運営については、「第5条」の規定を準用する。

(謝金)

- 第7条** 構成員(県の職員である構成員を除く)及び構成員の代理人(県の職員である代理人を除く)が協議会及び部会に出席したときは、謝金を支給する。
- 2 謝金の支給については、別に定める。

(旅費)

- 第8条** 構成員及び構成員の代理人が協議会及び部会に出席したときは、旅費を支給する。
- 2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

- 第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会構成員

	区 分	所 属	備 考
1	拠点病院	神戸大学医学部附属病院	医師
2		兵庫県立こども病院	医師
3		兵庫医科大学病院	医師
4		神戸市立医療センター中央市民病院	医師
5	医療関係	兵庫県医師会	医師
6		兵庫県内科医会	医師
7		兵庫県小児科医会	医師
8		兵庫県眼科医会	医師
9		兵庫県耳鼻咽喉科医会	医師
10		兵庫県皮膚科医会	医師
11		兵庫県薬剤師会	薬剤師
12		兵庫県看護協会	看護師
13		兵庫県栄養士会	栄養士
14	その他	小児アレルギーエデュケーター	看護師
15	行 政	兵庫県市長会	
16		兵庫県町村会	
17		兵庫県教育委員会	
18	県 民	患者会代表	

(別紙1)

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会 謝金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項に定める謝金の取扱いについて必要な事項を定める。

(謝金の額)

第2条 要綱第6条第1項に定める謝金の額は、日額12,500円とする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年4月1日から施行する。

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会構成員名簿

	区 分	所 属	氏 名	職 種 等	役 職 等
1	拠点病院	神戸大学医学部附属病院	西村 善博	呼吸器内科医師	副院長
2		兵庫県立こども病院	笠井 和子	アレルギー科医師	科長
3		兵庫医科大学病院	松井 聖	リウマチ・膠原病内科医師	教授
4		神戸市立医療センター中央市民病院	岡藤 郁夫	小児科医師	医長
5	医療関係	(一社)兵庫県医師会	足立 光平	内科医師	副会長
6		兵庫県内科医会	吉田 誠	内科医師	明石市内科医会幹事
7		兵庫県小児科医会	河盛 重造	小児科医師	副会長
8		兵庫県眼科医会	平松 邦夫	眼科医師	会長
9		兵庫県耳鼻咽喉科医会	井上 健造	耳鼻咽喉科医師	監事
10		兵庫県皮膚科医会	堀川 達弥	皮膚科医師	幹事
11		(一社)兵庫県薬剤師会	室井 延之	薬剤師	常務理事
12		(公社)兵庫県看護協会	山森みどり	看護師	副会長
13		(公社)兵庫県栄養士会	杉岡ふみ子	栄養士	神戸市立中央市民病院
14	その他	小児アレルギーエディケーター	渡木 綾子	看護師	神戸市立西市民病院
15	行政	兵庫県市長会	植田 茂夫	事務局	事務局長
16		兵庫県町村会	西岡 強	事務局	事務局長
17		兵庫県教育委員会事務局	平澤 郁子	体育保健課	指導主事
18	患者会	姫路アレルギーの会オリーブ	西川 由記	県民	代表

アレルギー疾患対策事業

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

1 事業目的、効果等

アレルギー疾患は国民の二人に一人が罹患していると言われており、中には急激な症状の悪化を繰り返すなど、日常生活に影響を及ぼすことも多い。

このような背景から、平成 27 年 12 月にアレルギー疾患対策基本法が施行され、平成 29 年 3 月にはアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の告示があり、その中で地方公共団体はその責務として地域の特性に応じた施策を実施することが定められている。また、平成 29 年 7 月には厚生労働省の検討会における報告書（「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」）が取りまとめられ、都道府県にはアレルギー疾患医療拠点病院ならびにアレルギー疾患医療連絡協議会の設置が求められた。

これらを踏まえ、連絡協議会を中心とした医療提供体制の整備、人材育成、情報提供さらには長期的視野にたった兵庫県アレルギー疾患対策推進計画を策定し、地域の実情に応じた総合的なアレルギー疾患対策を推進する。

2 事業内容

(1) 県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討等を行う。(H30～)

① 構成員

拠点病院、県医師会、県小児科医会、県眼科医会、県耳鼻咽喉科医会、県皮膚科医会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会、小児アレルギーエデュケーター、市長会、町村会、県教育委員会、患者会

② 開催回数 2回/年程度

(2) 人材育成 (H30 予算:228 千円)

① アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修を実施する。(H30～)

対象：医師、薬剤師、看護師、栄養士

② 学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習を実施する。(H31～)

(3) 情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、県民に対してアレルギー疾患に関する適切な情報提供に取り組む。

① 患者や家族に対する講習会を実施する。(H31～)

② 県民に対する啓発として、県ホームページを活用した情報提供や啓発パンフレットを作成する。(H30～)

(4) 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の策定

県内のアレルギー疾患の実情を把握するための調査を行い、その結果を踏まえて長期的視野にたった県のアレルギー疾患対策の方針や目標を定めた推進計画を策定する。(H31)

(5) 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、指導等 (H30 予算 : 364 千円)

拠点病院等に委託して、医学的見地による助言、支援を実施する。(H30～)

(6) 花粉飛散状況調査研究事業

県立健康生活科学研究所及び検査室設置健康福祉事務所（龍野・豊岡・洲本）の4か所で花粉飛散状況の定点観測を実施することにより、花粉情報を県民(ホームページ)及び関係機関(日本気象協会関西支社等)に速やかに提供するなど、広く県民に情報提供することで、花粉症の早期予防に役立てる。

【事業実施予定表】

事業名		H30	H31	H32	H33	H34	H35
1	県アレルギー疾患医療連絡協議会	○	○	○	○	○	○
2	人材育成	○	○	○	○		
	医療従事者の研修						
	学校、児童福祉施設等の教職員等の講習		○	○	○		
3	情報提供	○	○	○	○	○	
	患者や家族会に対する講習会						
	地域住民に対する啓発						
	ホームページ	○	○	○	○	○	○
	パンフレット	○					○
4	推進計画の策定		○				
	調査						
	計画の策定		○				
5	学校、児童福祉施設等における対応への助言、指導	○	○	○	○	○	
6	花粉飛散状況調査研究事業	○	○	○	○	○	○

3 平成 30 年度予算

1, 284 千円 (国庫 1 / 2)

平成30年度 アレルギー疾患対策関連施策体系表

一：県予算の発生しない事業

	30年度当初 予算額(千円)	部	課室
1 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減			
(1) 知識の普及、情報提供			
○ 医療従事者向け研修 ・ アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修の実施	237	健康福祉	疾病対策課
○ 特定給食施設管理事業 ・ 保育所等の給食施設を対象に栄養管理に関する個別指導、研修、情報	375	健康福祉	健康増進課
○ PM2.5注意喚起情報発令事業 ・ 各地域のデータを県ホームページで発信	—	農政環境	水大気課
○ 学校における現代的な健康課題解決支援事業 ・ 各地域の研修会等にアレルギー専門医を派遣 ・ 健康教育研修会における「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(28年度改訂)」の周知	614	教育委員会	体育保健課
○ 県ホームページによるアレルギー疾患に関する情報提供 ・ 相談窓口 ・ アレルギー疾患に対応できる専門医等の情報 ・ 診療ガイドライン ・ アレルギー疾患のセルフケアについての情報 ・ 花粉飛散状況と飛散予測の地域別情報	—	健康福祉	疾病対策課
○ 児童福祉施設等への既存ガイドラインの周知	—	健康福祉	障害福祉課
	—	健康福祉	こども政策課
	—	健康福祉	児童課
○ 市町(母子保健、児童福祉)への食物アレルギー等の情報提供	—	健康福祉	健康増進課
(2) 生活環境の改善			
○ 優良種苗生産整備事業 ・ 少花粉スギ苗木(花粉量が通常の1%以下の品種)を含む苗木生産	9,047	農政環境	林務課
○ 造林事業 ・ 花粉発生源の立木の伐倒・除去及び少花粉スギ苗木の植栽にかかる経費への補助金交付	14,400	農政環境	林務課
○ 受動喫煙対策推進事業 ・ 禁煙啓発キャンペーン、条例普及チラシや子ども向け喫煙防止パンフレットの作成・配布等	5,848	健康福祉	健康増進課
2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等			
○ 県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 ・ 診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討	487	健康福祉	疾病対策課
○ 医療従事者向け研修の実施(再掲) ・ アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修の実施	(237)	健康福祉	疾病対策課
3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上			
○ 学校・児童福祉施設等への助言、指導 ・ 学校、施設職員向け相談窓口の設置	364	健康福祉	疾病対策課
○ 特定給食施設管理事業(再掲) ・ 保育所等の給食施設を対象に栄養管理に関する個別指導、研修、情報提供	(375)	健康福祉	健康増進課
○ 兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ・ アレルゲンを含む食品表示に係る食品製造者等への指導	—	健康福祉	生活衛生課
○ アレルゲン(特定原材料)を含む食品の収去検査 ・ 県内流通の加工食品を検査することによるアレルゲン表示の適正等を監視指導	—	健康福祉	生活衛生課
○ 学校における現代的な健康課題解決支援事業(再掲) ・ 各地域の研修会等にアレルギー専門医を派遣 ・ 健康教育研修会における「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(28年度改訂)」の周知	(614)	教育委員会	体育保健課
4 調査・研究の推進等			
○ 花粉飛散状況調査 ・ 花粉の飛散データの調査・解析	196	健康福祉	疾病対策課
5 災害時の対応			
○ 広域防災拠点管理運営事業 ・ 広域防災拠点の施設及び設備の維持管理や資機材の定期点検	7,119	企画県民	災害対策課
○ 備蓄食糧更新費 ・ 被災者用備蓄食糧の計画的な買替え	9,558	企画県民	災害対策課
○ 災害救助費 ・ 災害救助法適用各市町が行った救助(炊き出しのその他による食品の給与等)に要した経費の交付	87,600	企画県民	災害対策課
○ 救助物資取扱費 ・ 物資点検費、物資移動費等	1,000	企画県民	災害対策課
合計	127,807		

疾 第 1503 号
平成29年8月17日

各医療機関の長 様

兵庫県健康福祉部
健康局疾病対策課長

兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院の選定に係る調査について

平素は、本県のアレルギー疾患対策の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることとされており、厚生労働省では、平成29年4月より、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を開催し、アレルギー疾患の医療提供体制について、必要な検討を進められてきたところです。

今般、当該検討会において、報告書（「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」）が取りまとめられ、その中で都道府県については、アレルギー疾患医療の拠点となる「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院」を選定することとなりました。

つきましては、別紙「拠点病院の概要」をご確認のうえ拠点病院の指定を希望される医療機関は、別添の調査票の提出をお願い致します。

なお、本調査は選定の参考とするものであり、拠点病院の指定を決定するものではありませんのでご了承願います。

記

- 1 提出様式 別添調査票のとおり
- 2 提出期日 平成29年9月22日（金）
- 3 提出方法 下記の担当あてに郵送、FAX、メールのいずれかの方法にてご提出ください。
調査票をデータでご入り用の場合は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課
感染症班 野田
電話：078-341-7711 内線 3296
Fax：078-362-9474
Mail：shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院 調査票

別 添

1. 医療機関名	
2. 医療機関の住所	〒
3. 回答者所属部署	
4. 回答者氏名	
5. 役職	
6. 電話番号	
7. メールアドレス	

8. 従業者数 (医師には研修医も含む)		医師	看護師	薬剤師	管理栄養士
	常勤				
	非常勤				

9. 診療科ごとのアレルギー疾患の入院患者・外来患者の数	区分	内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	年間入院患者実数※1					
	年間新外来患者数※2					

※1 平成27年の繰越患者数に平成28年年度における新入院患者を加えた数。
 ※2 平成28年度に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とする。

10. 学会専門医(内科は認定内科医)資格を有する医師の員数		内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	常勤					
	非常勤					
11. 上記10. のうち、アレルギー疾患の治療を専門とする医師の員数	常勤					
	非常勤					

12. (一社)日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師の員数	区分	内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	専門医					
	うち常勤					
	指導医					
	うち常勤					

13. アレルギー疾患に関する専門的知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士の配置の状況 (例:小児アレルギーエデュケーターの資格取得者数、アレルギー疾患に関する研修会への参加状況等)

14. 別紙「拠点病院の概要」の「1. 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割」に基づき、貴機関が拠点病院となった場合、各項目についてどのように取り組んでいくのかご記入ください。

(1)診療

(2)情報提供

(3)人材育成

(4)研究

(5)その他

15. 選定要件にある診療科に医師が常勤していない診療科がある場合など、他の医療機関の診療科と合わせて選定することで選定基準を満たすことができます。
その場合、連携を検討している他の医療機関があればご記入ください。

医療機関名	
診療科	

16. 貴機関でのアレルギー疾患に対する特色ある取り組み等、特記すべき事項がありましたらご記入ください。

(記入要領)

1. 平成29年4月1日現在の数値で作成してください。
2. 「内科」とは呼吸器内科等を含めた広義の内科のうち、アレルギー疾患の治療を担当する内科について回答してください。

記者発表資料（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当部課名	TEL （内線）	発表者名 （担当者名）	その他 配布先
4／26 （木）	健康福祉部健康局 疾病対策課	(078)362-3213 内線 3286	部参事兼課長 山下 輝夫 （感染症班長 中村 尚司）	—

兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院の指定について

兵庫県では、アレルギー疾患の状態に応じて適切な医療が受けられるよう、アレルギー疾患対策の充実・強化を進めることとしており、その一環として、兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院に4病院を指定しました。

今後も、県内のアレルギー疾患医療のさらなる充実のため、診療体制の充実、情報提供、人材育成等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進していきます。

1 指定した拠点病院

（五十音順）

名称	所在地	指定年月日
神戸市立医療センター 中央市民病院	神戸市中央区港島南町2丁目1番地1	平成30年2月1日
神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	
兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1番1号	
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目6番7	

2 県拠点病院に求められる主な役割

- (1) 診断が困難な症例や重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行うこと。
- (2) 患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供
- (3) 医療従事者の知識や技能の向上に資する研修や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習への積極的な関与
- (4) 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

3 県拠点病院の選定要件（厚生労働省通知に基づく）

- (1) アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤していること又は常勤しない診療科がある場合は、他の医療機関の診療科を合わせて選定することで、県拠点病院としての選定基準を満たすこと。
また、各診療科の医師においては、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師であることが望ましい。
- (2) アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
- (3) 小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っている小児専門医療機関も拠点病院として選定することができる。

4 その他(国の状況)

- 平成27年12月

アレルギー疾患対策基本法 施行

地方公共団体の責務として、地域の特性に応じた施策を策定・実施するよう努めることを明記。

- 平成29年3月

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 告示

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、基本指針を策定。

- 平成29年7月

都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について 通知

各都道府県において拠点病院並びにアレルギー疾患医療連絡協議会を設置するよう通知。

平成 30 年度アレルギー疾患医療従事者等研修実施要領

1 目的

この事業は、県内のアレルギー疾患医療に携わる医療従事者等を対象に研修を実施することにより、アレルギー疾患に関する専門的な知識及び技能を有する人材の育成を図る。

2 対象者

県内のアレルギー疾患医療に携わる医療従事者を対象とする。

3 内容

アレルギー疾患に関して専門的な知識を有する医師等を講師として、最新の科学的知見に基づいた適切な医療について研修を行う。

4 事業実施期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開催する。

5 事業の実施

この事業は兵庫県がアレルギー疾患医療拠点病院に委託して実施する。

【参考】

アレルギー疾患医療従事者等研修の実施計画

実施計画（案）

年度	研修の委託先	研修する診療科				
		内科 (成人)	小児科	耳鼻 咽喉科	眼科	皮膚科
平成 30 年度	兵庫医科大学病院	○	○	○	○	
平成 31 年度	神戸市立医療センター 中央市民病院	○	○			○
平成 32 年度	神戸大学医学部附属病院	○	○	○		○
平成 33 年度	県立こども病院	○	○		○	

【留意事項】

- ・ 内科、小児科は毎年実施
- ・ 耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科は 2 年に 1 回実施。
- ・ 喘息、食物アレルギーは、内科、小児科領域で講義。
- ・ アレルゲン検査（血液検査、皮膚検査）は、各診療科の研修で講義。

平成 30 年度アレルギー疾患医療従事者等研修プログラム【案】

- 1 日 時 2019 年（平成 31 年）2 月 23 日（土） 14:00～16:30
 2 場 所 兵庫医科大学 9 号館 5 階会議室
 3 研究テーマ 「アナフィラキシーショック」
 4 時間割

時 間	9-2 室 (141 席)	9-3 室 (42 席)	9-2 室 (35 席)	9-2 室 (28 席)
13:30～ 受付開始	○	—	—	—
14:00～14:05 開会あいさつ	①	—	—	—
14:05～14:30 総 論	②兵庫医科大学 松井 聖	—	—	—
14:30～15:30 分科会	【内科】 ③兵庫医科大学 田村 誠朗	【小児科】 ④西宮保健所 福田 典子	【耳鼻科】 ⑤兵庫医科大学 都築 健三	【眼科】 ⑥兵庫医科大学 細谷 友雅
休憩（10 分間）		会場移動	会場移動	会場移動
15:40～16:30 実 習	⑦エピペンの使 い方 (実技を含む)	—	—	—
16:30～ 閉会	⑧ 兵庫医科大学 松井 聖			

- ① 開催挨拶
 ② 総 論 **「アナフィラキシーショックの現状と課題」**
 兵庫医科大学内科学リウマチ・膠原病科 教授 松井 聖
 ③ 内 科 **「食物アレルギー・薬剤アレルギー」**
 兵庫医科大学内科学リウマチ・膠原病科 病院助手 田村 誠朗
 ④ 小 児 科 **「小児の食物アレルギー」**
 西宮市保健所 参事 福田 典子（元兵庫医科大学小児科学助教）
 ⑤ 耳 鼻 科 **「アレルギー性鼻炎と舌下免疫療法」**
 兵庫医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 准教授 都築 健三
 ⑥ 眼 科 **「眼科におけるアレルギー疾患」**
 兵庫医科大学眼科学 講師 細谷 友雅
 ⑦ 実 習 **「エピペンの使い方と指導の仕方」**
 ○ 指導用のビデオ（15 分）
 ○ 実習（30 分） エピペンデモ器械を使用して使い方を体験する。
 指導の仕方について習得する。
〈スタッフ〉 松井教授、田村先生、福田先生、都築先生、細谷先生
 ⑧ 閉会挨拶 平成 30 年度研修担当 松井教授

【その他特記事項】

- ※ 実習に際しては、マイラン EPD 合同会社に依頼して、エピペンデモ器(100)の貸与依頼済とともに関連資料も準備。
 ※ 関連資料も準備済(100 部程度)
 ※ 医師向けには、講習を受講することで処方が可能となるよう登録を可能とするようにした。

現在のアレルギー疾患対策に係るホームページ内容

H30.8.9 更新

アレルギー疾患について

アレルギーが原因となって引き起こされる疾患は多種多様で、ぜん息、アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患は、年々増加傾向にあります。

現在では、総人口の約 3 割弱の人が、なんらかのアレルギー疾患に罹患していると言われていま
す。 ⇒ ※ 2人に1人の人とも言われている。

代表的なアレルギー疾患

アトピー性皮膚炎、気管支ぜん息、花粉症、食物アレルギー

相談窓口

アレルギーに関するお問い合わせや相談は、最寄りの県健康福祉事務所、神戸市、尼崎市、西宮市の担当部署で行っています。⇒**具体的な一覧表を添付**

アレルギー相談センター（厚生労働省アレルギー相談センター事業（外部サイトリンク））

看護師、専門医によるアレルギー性疾患全般に関する相談を受けられます。

TEL:03-5817-8589（受付期間：月曜日～金曜日（祝日を除く）10時00分～16時30分）

（12時00分～13時00分は休憩中です。）

FAX：03-5817-8589

医療体制

県立病院（50音順）

- ・ 尼崎総合医療センター（外部サイトリンク）
- ・ 淡路医療センター（外部サイトリンク）
- ・ 柏原病院（外部サイトリンク）
- ・ 加古川医療センター（外部サイトリンク）
- ・ こども病院（外部サイトリンク）
- ・ 西宮病院（外部サイトリンク）

アレルギー学会認定専門医

- ・ 日本アレルギー学会（外部サイトリンク）（都道府県名を入力し、検索して下さい。）

診療ガイドライン

気管支喘息、アトピー性皮膚炎、鼻アレルギー、食物アレルギーについて、標準となる治療ガイドラインが示されています。

- ・ 日本アレルギー協会、アレルギーガイドライン等の情報（外部サイトリンク）（ガイドライン）
- ・ 花粉症の民間医療について（外部サイトリンク）（厚生労働省）

講演会・研修会等のお知らせ

市民公開講座 アレルギーと上手く付き合おう！

- ・ 日時・・・・平成30年9月9日（日曜日）14時～16時（13時30分開場）
- ・ 場所・・・・兵庫県民会館 11階パルテホール（神戸市中央区下山手通4丁目16-3）

- ・ 講座内容・・・「子どものアレルギーとの付き合い方」
「ぜんそくー怖い病気？それとも怖くない病気？」
※アレルギー疾患専門医が最新の治療法や日常生活での注意点などについてお話しします。
※事前にいただいた皆様の質問に専門医が回答するQ&Aコーナーもあります。
- 参加を希望される方は、事前申し込みが必要です。(先着 150 名)
詳しくはチラシ、日本アレルギー協会関西支部のホームページをご覧ください。

市民公開講座チラシ (PDF : 537KB)

日本アレルギー協会関西支部ホームページ (外部サイトリンク)

花粉情報

兵庫県では、花粉の飛散データの調査・解析と飛散状況と飛散予測の情報提供などを行っています。

- ・ **県内の花粉飛散情報 (県立健康生活科学研究所) (外部サイトリンク)**

⇒[県立健康科学研究所](#)

(主として2月から5月の花粉飛散時期のデータとなります)

- ・ **花粉症Q&A (厚生労働省) (外部サイトリンク)**
- ・ **環境省花粉情報サイト (環境省) (外部サイトリンク)**

アレルギー性疾患のセルフケア・その他

アレルギー性疾患のセルフケア

アレルギー性疾患の治療は、セルフケア（自己管理）とメディカルケア（医療機関での治療）の両者が重要です。

- ・ **セルフケアについての情報 (日本アレルギー協会アレルギー情報館) (外部サイトリンク)**

災害時のこどものアレルギー疾患対応

避難所では通常時に比べ著しく制限された環境となるため、アレルギー疾患を有する場合、特段の配慮が必要となります。

避難所でのアレルギー疾患への対応については、日本小児アレルギー学会がパンフレット等を作成していますのでご活用ください。

- ・ **アレルギーのこどものために (ポスター) (PDF : 664KB)**
- ・ **災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット (PDF : 1,630KB)**

ヒアリに刺された場合の留意事項について

ヒアリに刺された場合、毒に含まれる成分に対してアレルギー反応を引き起こす例があります。

刺された直後20～30分程度は安静にし、体調に変化がないか注意してください。

軽度の場合は、刺された部分の痛みやかゆみ、じんましん等の症状が現れます。

息苦しさ、声がれ、激しい動悸やめまい等、容態が急変した場合は、急いで最寄りの医療機関を受診してください。受診の際は、「アリに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応）の可能性があること」を伝えてください。

- ・ **ヒアリに刺された場合の留意事項について (一般の方向け) (PDF : 66KB)**
- ・ **ヒアリに関する詳しい情報 (自然環境課のページ)**

関連リンク

- ・ [社団法人日本アレルギー学会（外部サイトリンク）](#)
- ・ [公益社団法人日本アレルギー協会（外部サイトリンク）](#)
- ・ [公益社団法人日本アレルギー協会関西支部（外部サイトリンク）](#)
- ・ [兵庫県喘息死ゼロ作戦（外部サイトリンク）](#)

関連資料

- ・ [アレルギー疾患実態調査報告書1（PDF：136KB）](#)
- ・ [アレルギー疾患実態調査報告書2（PDF：61KB）](#)
- ・ [アレルギー疾患実態調査報告書3（PDF：34KB）](#)
- ・ [アレルギー疾患実態調査報告書4（PDF：35KB）](#)
- ・ [アレルギー疾患実態調査報告書5（PDF：31KB）](#)

お問い合わせ

部署名：健康福祉部健康局疾病対策課

電 話：078-362-3264

F A X：078-362-9474

Eメール：shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

【情報提供】兵庫県ホームページの活用について

これまでに出された意見等	現在までの対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象を明確にした方がよい。例えば、医療従事者向け、患者向け、教育関係者向け等 	<p>製薬メーカーで対応可能な範囲を確認中。内容によっては登録が必要となるため、どのような形で対応することが可能か検討している。また、ホームページに掲載可能な方法・範囲について整理中。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省のホームページでは、アレルギー疾患対策に係る動画も掲載しており非常に有用と思われることからリンクさせて欲しい。 	<p>厚生労働省、東京都ほか他自治体及び教育委員会等のホームページを確認して、アレルギー対策関係について了解を得ながらリンクさせていきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都のホームページが充実している。参考とすればよいのか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 製薬企業（アレルギー疾患関係）へのリンクを検討して欲しい。県が窓口となれば製薬企業も協力してくれるのではないか。 	<p>製薬メーカーで対応可能な範囲を確認中。また、ホームページで掲載可能な方法・範囲について整理中。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 花粉情報について、「スギ」「ヒノキ」だけでなく「はんの木」も測定してデータを掲載することはできないのか。 	<p>今年度から「はんの木」についても測定して、そのデータを公表していくことを検討している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● PM2.5 情報とのリンクは？ 	<p>リンク済。</p>

【その他】

- ※ 本年度から実施する「アレルギー疾患対策事業」についてのコーナーを設け、連絡協議会の開催やその記録、事業実施についての情報を積極的に掲載していく。
- ※ 連絡協議会の委員やその所属団体等が実施したあるいは実施予定の「アレルギー疾患」に係る講演会・講習会について、了解を得ながら掲載していく。

平成 30 年度公立学校関係者向けアレルギー相談事業実施要領

アレルギー疾患を持つ児童・生徒に対する学校での支援体制を整えるため、学校生活における注意点等について、学校等からの相談に対し、医学的見地から助言、支援を行う。

1 対象施設

公立の幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

2 相談者（対象者）

教職員、養護教諭、栄養教諭、保育士等

※学校教職員からの相談を対象とします。児童・生徒本人や保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

3 対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー

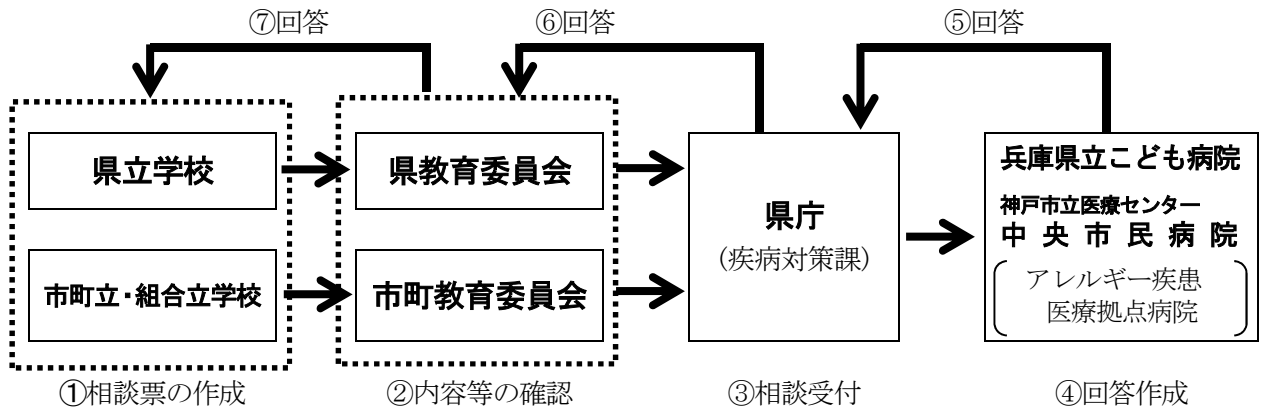
4 相談内容

- (1) 学校生活等での対応
- (2) 校外行事・宿泊を伴う活動
- (3) 学校給食の対応（食物アレルギー対応）

5 相談員

兵庫県立こども病院、神戸市立医療センター中央市民病院（アレルギー疾患医療連携拠点病院）のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師

6 相談の流れ



- ① 相談者は所定の様式により相談票を作成し、当該学校を所管する教育委員会に電子メールで相談票を送付。
- ② 教育委員会は相談内容等を確認し、県庁疾病対策課に転送。
- ③ 県庁疾病対策課は、相談申込書の受付を行い、兵庫県立こども病院、神戸市立医療センター中央市民病院にメールを転送。
- ④ 兵庫県立こども病院又は神戸市立医療センター中央市民病院は、院内又は他のアレルギー疾患医療拠点病院^(※)のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師等と連携して回答を作成。
- ⑤～⑦ 電子メールによる回答の送付（転送）。

【※兵庫県アレルギー疾患拠点病院】

- ・神戸大学医学部附属病院
- ・兵庫医科大学病院
- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・兵庫県立こども病院

7 開始時期

平成30年10月1日

8 その他

- ・ 治療に関する相談はできませんので、主治医に相談してください。
- ・ 緊急を要する相談には対応できません。回答に時間を要することがあります。
- ・ すでに回答した相談への再質問はご遠慮ください。1回の相談で解決するよう、相談内容はできるだけ詳しくお書きください。
- ・ 他の学校関係者の参考になる内容については、個人情報や学校が特定できる内容を除いた上で、県庁ホームページ等に掲載する場合があります。

平成 30 年度保育所等関係者向けアレルギー相談事業実施要領

1 対象施設

2 相談者（対象者）

3 対象疾患

アレルギー アレルギー アレルギー
アレルギー

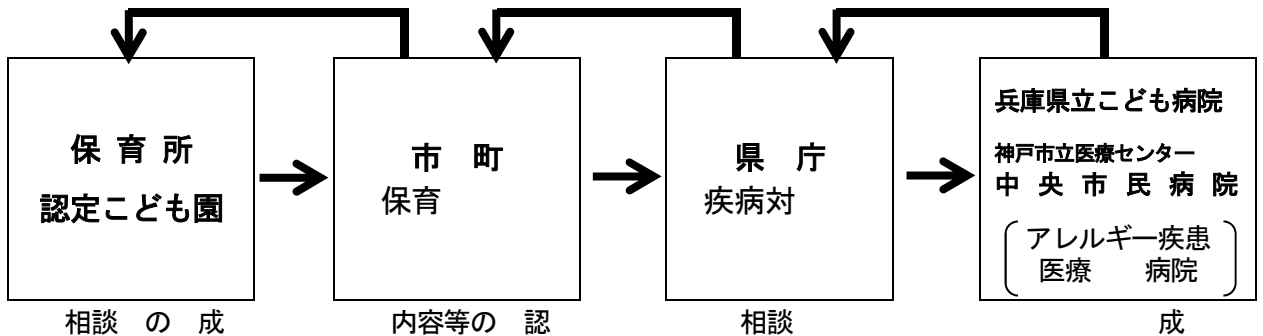
4 相談内容

1 保育所内 け の
の対 （ アレルギー対 ）

5 相談員

兵庫県立こども病院 神戸市立医療センター中央市民病院（アレルギー疾患医療
病院）のアレルギー 医

6 相談の流れ



相談者 所定の 相談 成 市町の保育 ール 相談

市町の保育 相談内容等 認 県庁疾病対
県庁疾病対 相談 の 兵庫県立こども病院 神戸市立医療セ
ンター中央市民病院 ール
兵庫県立こども病院 神戸市立医療センター中央市民病院 院内 他のアレル
ギー疾患医療 病院（ ）の 医 等
成

ールの ()

, è Äl Äâ, +î 8L' ÜO f
í &, ^ ± Û Ü4ŒC' \$ŒT
í » Ü &É± Û\$ŒT
í &, ^ wg \$ª- á±î p, w, \$ŒT
í » Ü%‰ G] v\$ŒT

